

新富町立小中学校における  
GIGA スクール構想の実現に向けた計画

令和2年7月  
新富町教育委員会

# 目次

1. ICT活用計画及び達成目標を踏まえたフォローアップ計画	
(1) 各年度におけるICT活用目標	1
(2) 臨時休校や分散登校期間中等におけるICTを活用したオンラインによる学習支援	1
(3) 指導体制の強化や働き方改革（校務の効率化）への対応	2
(4) 達成状況を踏まえたフォローアップ	2
2. 通信ネットワーク環境整備計画	
(1) 校内LAN整備計画	3
3. 学習者用コンピュータ配備計画	
(1) 対象児童生徒数及び必要整備台数	4
(2) 1台あたり児童生徒数	4
5. 計画の取扱い等に関する事項	5

## 1. ICT活用計画及び達成状況を踏まえたフォローアップ計画

各年度におけるICT端末の活用目標値及びその達成状況を踏まえたフォローアップの内容については次のとおりとする。

### (1) 各年度におけるICT活用目標

#### 【令和2年度（状況及び目標）】

- ・ 小学校、中学校において週1回程度電子黒板またはパソコン教室端末を活用している。
- ・ 端末の整備については、国の前倒し方針に沿って全学年分を導入する。

#### 【令和3年度（目標）】

- ・ 小学校、中学校の全学年で導入したタブレットまたは既存の電子黒板にて、週2回以上の活用を目指す。

#### 【令和4年度（目標）】

- ・ 小学校、中学校の全学年で導入したタブレット及び既存の電子黒板にて、週3回以上の活用を目指す。

### (2) 臨時休校や分散登校期間中等におけるICTを活用したオンラインによる学習支援

- ・ 令和2年度中にWeb会議システムの使用方法等の教師向け研修を検討し、実施する。
- ・ 端末導入後に臨時休校や分散登校期間中等によるオンライン学習が必要となった場合は、希望者に導入した端末を貸し出し、持ち帰りを可能とする。

### (3) 指導体制の強化や働き方改革（校務の効率化）への対応

令和3年度より宮崎県統合型校務支援システムが導入されることとなり、いままでシステム化されていなかったさまざまな校務機能が利用可能となることで、校務の効率化を図る。

また、県下での統一システムとなるため、市町村間で異なるシステムの操作方法を習得する必要がなく、教員の異動に伴う負担軽減も図れる。

### (4) 達成状況を踏まえたフォローアップ

- 各年度終了後、各学校の活用状況を調査し、目標未達成の学校についてはICT活用に関する研修及び意見交換を実施する。
- 各年度の教員のICT活用指導力調査の結果を踏まえて、教員を対象とした研修を検討し実施する。

## 2. 通信ネットワーク環境整備計画

本町における、1人1台環境で支障なくICTを活用した学習活動を行うことができる高速大容量の通信ネットワーク環境に関する整備計画については、次のとおりとする。

### (1) 校内LAN整備計画

#### 【令和元年度（現状）】

- 本町各小・中学校は、普通教室等に有線LANでのネットワークを整備済だが、宮崎県教育情報ネットワークを利用しているため、高速大容量ネットワークとはなっていない。

#### 【令和2年度以降】

- 令和2年度に「公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金」を活用し、基幹線にカテゴリ6aのLANケーブルを用いた1Gbpsの校内LAN環境を整備予定。
- インターネット回線については、光回線を用いたインターネットブレイクアウト方式とし、センターサーバーで生じる可能性のあるボトルネックの回避を図り、児童1人1台端末の利用に耐えうる通信ネットワーク環境を整備する。

### (2) LTE等活用計画

- 校内LANを更新し、無線APによるインターネット接続を利用することとしているため、原則としてLTE等は活用しない。

### 3. 学習者用コンピュータ配備計画

本町における、地方財政措置の活用を含む一般財源または端末補助事業及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により整備する1人1台学習者用コンピュータの配備計画については、次のとおりとする。

#### (1) 対象児童生徒数および必要整備台数

- 対象児童生徒数：合計1,440人  
(小1：173人、小2：155人、小3：159人、小4：180人、小5：169人、小6：151人、中1：174人、中2：138人、中3：141人)
- 必要整備台数：合計1,450台

※上記で記載した対象児童生徒数に予備機10台分を加算した台数

#### (2) 1台あたり児童生徒数

【令和元年度（現状）】

- 各学校に配置しているパソコン・タブレットは合計で246台となり、1台あたりで使用する児童生徒数は5.7人分となる。

【令和2年度以降】

- 前述したパソコン・タブレット246台に、本事業で整備を行う1,450台を加えると合計で1,696台となり、1台あたりで使用する児童生徒数は0.8人分となる。

#### 4. 計画の取扱い等に関する事項

本計画の位置付けや公表などの取扱いについては次のとおりとする。

- 本計画は、本町が「学校教育情報化推進計画」を策定した場合、その一部として活用する。

※ 学校教育の情報化の推進に関する法律（令和元年法律第 47 号）第 9 条において、国が定める「学校教育情報化推進計画」に基づき、「都道府県（市町村）は、（略）その都道府県（市町村）の区域における学校教育の情報化の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めなければならない。」とされている。

- 本計画は、総合教育会議や教育委員会会議等に諮った上で国に提出後、自治体のホームページ等で公表する。